

三重小学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止基本方針作成の目的】

人権尊重の精神を基本に据え、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



【めざす児童・生徒像】

- 粘り強くやり抜く子ども（強く）
- 正しい判断ができる子ども（正しく）
- 感謝の気持ちをもつ子ども（美しく）

いじめ対策委員会

この委員会組織は、学校基本方針に沿った具体的な取組の計画・修正、相談、通報の情報共有、対応の協議を行うと共に、いじめの疑いも関わる緊急会議を開催し、指導や支援・対応方針決定の役割を担う。

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生活指導主任 ○学級担任
- 養護教諭 ○関係職員 ○特別支援コーディネーター
- 教育相談コーディネーター

専門家・外部関係者

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を教育委員会に要請する。

- 学校評議員
- 民生・児童委員

育友会・地域との連携

児童の保護者として、子育てのあり方を検証し、学校や地域との活動に連携・協力する。

- 育友会役員
- 学校安全ネットワーク

関係機関との連携

学校や地域と一体となって、子どもたちを育てるため活動に連携協力する。

- 長崎市社協三重支部
- 警察

児童会・生徒会

いじめを「しない・させない・許さない」取組、違いやお互いの良さを認め合う活動を進め、楽しい学校生活を築く。

- 児童会活動

いじめ問題への取組

いじめの防止

いじめのない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化する。

- 校内指導体制の確立
- 教師の指導力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度
- 道徳的な実践力を培う道徳教育の充実
- 子どもの自己肯定感の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 学校基本方針の周知
- 学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

児童の変化を見逃さない体制づくりと児童に関する情報を全職員で共有化し、具体的な取組とする。

- 教職員による観察や情報交換
- 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- 教育相談体制の整備
- 情報の収集
- 相談機関等の周知

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。この場合、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で行う。

- いじめの発見や相談を受けたときの対応
- 組織的な対応
- いじめられた児童生徒及びその保護者への支援
- いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- 集団への働きかけ
- ネット上のいじめへの対応

いじめ重大事態発生時の取組

(1) 調査を要する重大事態の例

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（自殺未遂、傷害、金品被害、精神疾患発症等）
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる場合（年間30日、7日間以上連続欠席）
- ③ 児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会へ報告を行う

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 速やかに市教委へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 具体的状況を収集し、指導に生きる記録作成を行う。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、再発防止に向けていじめ根絶への取組を行う。

いじめのチェックリスト

<p>〈いじめられている子が家庭で発するサイン〉</p> <p>①体や体調</p> <p><input type="checkbox"/>衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。</p> <p><input type="checkbox"/>傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。</p> <p><input type="checkbox"/>頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。</p> <p>②しぐさや態度</p> <p><input type="checkbox"/>どこかおどおどして、おびえているように感じられる。</p> <p><input type="checkbox"/>元気がない、浮かない顔をしていることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>教師と視線を合わせようとしめない。（教師の目を避けている）</p> <p><input type="checkbox"/>何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。</p> <p>③友達との関係</p> <p><input type="checkbox"/>周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。</p> <p><input type="checkbox"/>人のいいなりになっているように見える。</p> <p><input type="checkbox"/>今まで付き合っていたグループから急に離れた。</p> <p><input type="checkbox"/>交友関係が急に変わった。</p>	<p><input type="checkbox"/>嫌なあだ名で呼ばれている。</p> <p><input type="checkbox"/>特定の子どもに誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。</p> <p>④生活面</p> <p><input type="checkbox"/>納入金などを急に滞納しはじめた。</p> <p><input type="checkbox"/>机やかばんの中などが荒らされたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/>文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/>黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。</p> <p><input type="checkbox"/>学級写真などの顔にいたずらされている。</p> <p>〈いじめている子が家庭で発するサイン〉</p> <p><input type="checkbox"/>買ってやった覚えのない品物を多く持っている。</p> <p><input type="checkbox"/>お金の使い方が荒くなる。</p> <p><input type="checkbox"/>学校からの帰りが遅く、言葉づかいや素行も悪くなる。</p> <p><input type="checkbox"/>友達への電話なのに、命令的な口調で話す。</p> <p><input type="checkbox"/>友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。</p> <p><input type="checkbox"/>洗わなければいけない体操服を持ってこない。</p>
--	---

5 年間活動計画（研修計画も含む） ※月に1回 児童理解の日（情報交換会）を開く

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針についての共通理解、児童・保護者への周知	10月	小中連携によるいじめ防止への取組の確認
5月	連休明けの児童観察・情報交換	11月	人権週間に向けた取組
6月	教育週間中の取組（道徳公開授業）	12月	人権集会、学校評価アンケート調査
7月	学校評議員との情報交換、学校支援会議	1月	休業中の児童の情報交換と共通理解
8月	アンケート調査の共通理解・対策、平和記念集会、職員研修会（ケース会議）	2月	民生委員との情報交換会
9月	休業中の児童の情報交換と共通理解、民生委員との情報交換	3月	次年度申し送り資料作成、取組の反省と次年度に向けて

※毎月、心の時間に心のアンケートを実施する。

6 様々な相談機関

相談窓口	電話番号	相談可能な時間
三重小学校「いじめ相談窓口」	095-850-0930	8:15～16:45（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～15:15（月～金） 12:00～13:00×
ヤングテレフォン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
子ども人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）
子供SOSダイヤル	0120-078310	24時間
長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45（月～金）
長崎市少年センター	095-825-1949	8:45～17:30（月～金） LINE、メール相談は24時間
長崎市子ども相談センター	095-829-1122	9:00～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
子育て支援相談電話 「e-kao」HP検索し相談フォームへ	095-825-5624 095-822-8573	8:45～17:30（月～金）